

## 仕 様 書

名称及び規格	ガソリン：自動車ガソリン（JIS 2号） 軽油：JIS規格
調達予定数量	ガソリン：年間 90,000 リットル 軽油：年間 10,400 リットル  ※上記数量は見込み値であり、この数量を保証するものではない
(納入場所) 給油方法	村山総合支庁（本庁舎に限る）、村山保健所、家畜保健衛生課及び山形統合ダム管理課の職員が、納入者の給油所において給油を行う。
支払方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・代金の支払は、1カ月ごとの精算払いとする。</li><li>・納入者は、村山総合支庁（本庁舎に限る）、村山保健所、家畜保健衛生課及び山形統合ダム管理課の各課別に給油量及び代金を取りまとめることとし、当該各課あての請求に基づき代金を支払うものとする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・給油は、村山総合支庁（本庁舎に限る）、村山保健所、家畜保健衛生課及び山形統合ダム管理課の職員が持参する給油伝票を使用して行うこと。</li><li>・納入者が複数の給油所を有する場合は、原則として全ての給油所において給油及び上記の代金請求に関する処理を行うこと。</li><li>・納入者は、本件契約締結時に、納品するガソリン及び軽油の成分表を提出すること。</li><li>・市場価格の変動等の事由により必要があると認められる場合は、契約変更の取扱いにより随時協議のうえ契約単価の変更を行う。</li></ul>

## 契約変更の取扱い

### 【価格変動による変更契約について協議を行う基準】

経済産業省資源エネルギー庁が公表するレギュラーガソリン及び軽油の給油所小売価格調査（山形地域）における月平均1リットル当たりの価格と受注者の店頭販売価格の月平均1リットル当たりの価格の平均（以下「直近価格水準」という）が、契約開始日の前月における直近価格水準の算定方法による月平均1リットル当たりの価格（契約期間中に単価の変更を行った場合にあっては、直近の契約単価変更において直近価格水準としたもの。以下「現行価格水準」という。）から2円以上変動したときに、発注者又は受注者から協議の申し出を行うことができる。

※受注者の店頭販売価格は村山総合支庁本庁舎より最も近い給油所のものとする。

### 【変更契約時の価格の算定基準】

協議の申し出があった場合は、以下の式により算出した金額を上限とし、変更契約ができるものとする。

$$\text{現契約単価（税抜）} \times \left( \frac{\text{直近価格水準}}{\text{現行価格水準}} \right)$$

※上記式により算定した単価（税抜）の、小数点第3位以下は切り捨てる。

### 【契約変更の適用】

協議の申し出があった日の翌月1日とする。

### 【その他】

上記の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。